

条 例 案 の 概 要

(令和6年6月定例市議会)

条 例 名	要 旨
1. 行田市税条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 総務部 税務課 〕 【令和6年3月31日専決処分】	1 趣 旨 法令の改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。 2 内 容 (1) 市民税、固定資産税及び特別土地保有税の減免に係る申請書の提出の特例について新たに規定するもの（第34条第2項、第57条第2項、第111条の3第2項） (2) 令和6年度分及び令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除について新たに規定するもの（附則第3条の5、附則第3条の8） (3) 令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例について新たに規定するもの（附則第3条の6） (4) 令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例について新たに規定するもの（附則第3条の7） (5) 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例について新たに規定するもの（附則第5条の3） (6) 固定資産税の課税標準の特例に関し、バイオマス発電設備に係る市町村の条例で定める割合について新たに規定するもの（附則第6条の2第8項） (7) 固定資産税の課税標準の特例に関し、特定事業所内保育施設に係る市町村の条例で定める割合についての規定を削るもの（附則第6条の2第15項） (8) 固定資産税の課税標準の特例に関し、滞在快適性等向上施設等に係る市町村の条例で定める割合について新たに規定するもの（附則第6条の2第18項） (9) 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の特例について新たに規定するもの（附則第6条の3第3項） (10) 固定資産税の特例規定を適用する年度を改めるもの（附則第7条、附則第7条の2、附則第8条、附則第9条、附則第10条、附則第11条、附則第13条） (11) 市民税の課税の特例に関し、読替え規定について新たに規定するもの（附則第4条、附則第14条の3、附則第14条の4、附則第15条、附則第16条、附則第17条、附則第18条、附則第18条の2、附則第18条の3） (12) 引用する法律の条項を改めるもの（附則第2条、附則第6条の2、附則第6条の3第8項から第13項まで、附則第7条第8号、附則第12条） (13) その他 用語の整備 3 施行期日 令和6年4月1日

2. 行田市都市計画税条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 総務部 税務課 〕 【令和6年3月31日専決処分】	1 趣 旨 法令の改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。 2 内 容 (1) 都市計画税の課税標準の特例に関し、特定事業所内保育施設に係る市町村の条例で定める割合についての規定を削るもの（附則第3項） (2) 都市計画税の課税標準の特例に関し、滞在快適性等向上施設等に係る市町村の条例で定める割合について新たに規定するもの（附則第5項） (3) 都市計画税の特例規定を適用する年度を改めるもの（附則第8項、附則第9項、附則第10項、附則第11項、附則第12項、附則第13項、附則第15項、附則第16項） (4) 引用する法律の条項を改めるもの（附則第18項、附則第19項） (5) その他 用語の整備 3 施行期日 令和6年4月1日
3. 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 健康福祉部 健康課 〕 【令和6年3月31日専決処分】	1 趣 旨 法令の改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。 2 内 容 (1) 税額軽減措置における対象世帯の軽減判定所得の算定において、5割軽減の場合の被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を「29万円」から「29万5,000円」に改めるもの（第20条第1項第2号） (2) 税額軽減措置における対象世帯の軽減判定所得の算定において、2割軽減の場合の被保険者数及び特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を「53万5千円」から「54万5,000円」に改めるもの（第20条第1項第3号） 3 施行期日 令和6年4月1日
4. 行田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 総合政策部 情報政策課 〕	1 趣 旨 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行いたいので、条例の一部を改正しようとするものです。 2 内 容 (1) 「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」に関する定義について新たに規定するもの（第2条第5号及び第6号）

	(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2が削除されたことに伴い、同表を引用する規定を改めるもの（第3条第1項及び第3項） 3 施行期日 公布の日
5. 行田市防災会議条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 市民生活部 危機管理課 〕	1 趣 旨 地域の防災及び災害復旧に関する重要事項に関し、自衛隊とのより一層の連携強化を図るため、行田市防災会議の委員に新たに陸上自衛隊の自衛官を加えたいので、条例の一部を改正しようとするものです。 2 内 容 (1) 防災会議の委員に新たに、陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者を加えるもの（第3条第5項第2号） (2) 防災会議の委員の定数を、36人から37人に改めるもの（第3条第6項） (3) 新たに委員を加えることに伴い、引用する条項を改めるもの（第3条第7項） 3 施行期日 公布の日
6. 行田市商工センター条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 環境経済部 商工観光課 〕	1 趣 旨 商工センターのホール及びパブリックホールについて、現在の午前、午後、夜間及び一日単位での貸出しから時間単位及び一日単位での貸出しに改めるほか、所要の整備を行いたいので、条例の一部を改正しようとするものです。 2 内 容 (1) 別表第1として規定されていた商工センターホール及びパブリックホールの貸出しについて、その使用料区分を午前、午後、夜間及び一日単位から時間単位及び一日単位に改め、同時間単位及び一日単位での使用料に改めるとともに、別表第1及び別表第2を統合するもの（別表） (2) 午前、午後等の区分の単位に係る定義を削るとともに、別表第1及び別表第2を統合するもの（別表備考） (3) その他 用語の整備 3 施行期日 令和6年7月1日

7. 栗原宣幸こどもの居場所基金条例 〔 所管部署 健康福祉部 子ども未来課 〕	1 趣 旨 栗原宣幸氏からの寄附金を原資とし、こどもの居場所づくりの推進に要する経費の財源に充てるため、栗原宣幸こどもの居場所基金を設置したいので、新たに条例を制定しようとするものです。 2 内 容 (1) 「こども」の用語の定義について規定するもの（第2条） (2) 基金の額を栗原宣幸氏からの寄附金である1億円とするもの（第3条） (3) 基金に属する現金の保管及び有価証券に代えることについて規定するもの（第4条） (4) 基金の運用により生じる運用収益金の予算への計上及び基金への繰入れについて規定するもの（第5条） (5) 基金に属する現金の繰替運用について規定するもの（第6条） (6) 基金の処分について規定するもの（第7条） 3 施行期日 公布の日								
8. 行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 健康福祉部 子ども未来課 〕	1 趣 旨 家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業所等における職員配置の最低基準を改めたいので、条例の一部を改正しようとするものです。 2 内 容 (1) 次の各保育事業所において配置する保育士の最低基準について、それぞれ改めるもの。 ア 小規模保育事業所A型（第29条第2項第3号及び第4号） イ 小規模保育事業所B型（第31条第2項第3号及び第4号） ウ 保育所型事業所内保育事業所（第44条第2項第3号及び第4号） エ 小規模型事業所内保育事業所（第47条第2項第3号及び第4号） <table><tr><td>満3歳以上満4歳未満の児童</td><td>おおむね20人につき1人</td><td>➡</td><td>おおむね15人につき1人</td></tr><tr><td>満4歳以上の児童</td><td>おおむね30人につき1人</td><td>➡</td><td>おおむね25人につき1人</td></tr></table> 3 施行期日 公布の日	満3歳以上満4歳未満の児童	おおむね20人につき1人	➡	おおむね15人につき1人	満4歳以上の児童	おおむね30人につき1人	➡	おおむね25人につき1人
満3歳以上満4歳未満の児童	おおむね20人につき1人	➡	おおむね15人につき1人						
満4歳以上の児童	おおむね30人につき1人	➡	おおむね25人につき1人						
9. 行田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	1 趣 旨 水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備を行いたいので、条例の一部を改正しようとするものです。								

〔 所管部署 都市整備部 水道課 〕	2 内 容 (1) 水道技術管理者の資格要件に関し、市が参酌する資格要件である省令に規定された資格要件が改められたことに伴い、水道の管理に関する講習を実施する者についての登録権限を有する者を「厚生労働大臣」から「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるもの（第4条第5号） 3 施行期日 公布の日
10. 行田市産業文化会館条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 生涯学習部 生涯学習課 〕	1 趣 旨 産業文化会館のアートギャラリーについて、新たに貸出し施設としたので、条例の一部を改正しようとするものである。 2 内 容 (1) アートギャラリーの入館最終時間及び休館日に関する規定を削るもの（第4条第2項） (2) アートギャラリーにおける物品の販売その他商行為を禁止するもの（第6条第5項） (3) アートギャラリーの入館料の納付に関し、貸出し施設として利用するため使用料を納付している場合は、入館料の納付の対象から除くもの（第11条第1項） (4) 利用期間、利用の許可及び制限、使用料、使用料の減額又は免除、使用料の還付、利用料金収入の帰属等及び利用料金等の減額又は免除に関する規定において、アートギャラリーを除くとしていた規定を削るもの（第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第26条、第28条） (5) アートギャラリーの1日当たりの使用料を規定するもの（別表第2） 3 施行期日 令和6年9月1日